

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、地方税収納事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税収納に関する事務
②事務の概要	納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理を行う。 納税証明書の出力、還付充当処理や督促状の発行など、納付に関連する事務を行う。 公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。
③システムの名称	収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部収税課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[10万人以上30万人未満] 令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現時点でマイナンバーを取得・利用する事務はないが、取得する際には、申請者から直接取得することを徹底し、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行う。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を行う。書類は施錠管理する。廃棄時は、保護責任者の事前承認を得て、適切な方法で廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底する。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限のない職員による不正利用リスクの対策として、業務に必要な職員にのみアクセス権限を付与し、不用な権限は制限している。移動や退職時には迅速に権限の変更・削除をしている。アクセス履歴や操作ログの監視・記録を行い、不正利用の兆候を早期に発見する体制を整備している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月15日	I 5 ②所属長	前田 和信	白石 勝彦	事後	
平成30年3月15日	II 1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成30年3月15日 時点	事後	
平成30年3月15日	II 2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成30年3月15日 時点	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	白石 勝彦	収税課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 1 対象人数	平成30年3月15日 時点	令和2年3月13日 時点	事後	
令和2年3月13日	II 2 取扱者数	平成30年3月15日 時点	令和2年3月13日 時点	事後	
令和4年3月14日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和5年2月20日	I 1 ②事務の概要	「追加記載」	公金給付を実施するための公金受取口座情報の取得を行う。	事後	
令和5年2月20日	II 1 対象人数	令和2年3月13日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	
令和5年2月20日	II 2 取扱者数	令和2年3月13日 時点	令和5年2月20日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	現行の番号法に併せて修正
令和7年3月28日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項及び第50条	事後	現行の番号法に併せて修正
令和7年3月28日	II 1 対象人数 いつの時点の係数か	令和5年3月24日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2 取扱者数 いつの時点の係数か	令和5年3月24日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV9 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年3月28日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。
令和7年3月28日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による。